

令和 6 年度介護報酬改定事項（介護老人福祉施設）

リハビリテーション関連事項

1. (7) ⑥介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の見直し
 現行の認知症短期集中リハビリテーション実施加算について、当該入所者の居宅を訪問し
 生活環境を把握することを評価する新たな区分を設ける。現行の加算区分は評価の見直し
 を行う。

○認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（新設）

次に掲げる基準に適合する介護老人保健施設において、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
- (2) リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。
- (3) 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること。

○認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）（現行と同じ）

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）の（1）及び（2）に該当するものであること。

<現行>	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位/日
<改定後>	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	240 単位/日（新設）
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	120 単位/日（変更）

2. (1) ②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進

介護老人保健施設におけるリハビリテーションマネジメント計画書情報加算、介護医療院における理学療法、作業療法及び言語聴覚療法並びに介護老人福祉施設における個別機能訓練加算について、以下の要件を満たす場合に新たな区分を設ける。

- (1) 口腔衛生管理加算（Ⅱ）、栄養マネジメント強化加算を算定している。
- (2) リハビリ実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有し、必要に応じて LIFE に提出した情報を活用している。
- (3) 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有している。

【介護老人保健施設】

<現行>	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33 単位/月
<改定後>	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	53 単位/月（新設）
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33 単位/月

※加算（Ⅰ）、（Ⅱ）は併算定不可

【介護医療院】

<現行> 理学療法 注6、作業療法 注6、言語聴覚療法 注4 33 単位/月

<改定後>理学療法 注6、作業療法 注6、言語聴覚療法 注4 33 単位/月

理学療法 注7、作業療法 注7、言語聴覚療法 注5 20 単位/月 **(新設)**

※加算（Ⅰ）、（Ⅱ）は併算定可

【介護老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護】

<現行> 個別機能訓練加算（Ⅰ） 12 単位/月

個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 単位/月

<改定後>個別機能訓練加算（Ⅰ） 12 単位/月（変更なし）

個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 単位/月（変更なし）

個別機能訓練加算（Ⅲ） 20 単位/月 **(新設)**

※加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）は併算定可

2. (1) ③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

記載項目を整理するとともに、他の様式における LIFE 提出項目を踏まえた様式に見直す。

2. (1) ③介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

短期集中リハビリテーション実施加算について、以下の区分を評価する新たな区分を設ける。現行の加算区分は、評価の見直しを行う。

- (1) 入所時及び月 1 回以上 ADL 等の評価を行った上で、必要に応じてリハビリテーション実施計画を見直している。
- (2) (1) において評価した ADL 等のデータについて、LIFE を用いて提出し必要に応じて提出した情報を活用している。

<現行> 短期集中リハビリテーション実施加算 240 単位/日

※算定期間は入所後 3 月以内

<改定後>短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 258 単位/日 **(新設)**

短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 200 単位/日 **(変更)**

引用文献

1) 厚生労働省：令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について,2024.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001200256.pdf>

日本ディサースリア臨床研究会
保険関連情報委員会